

【 注 意 事 項 】

※1 『一般建設業』と『特定建設業』の同時申請

○一般建設業の許可と特定建設業の許可を一つの申請書で同時に申請することができます。

※2 『許可日の一本化』

○更新の許可申請時に許可日（有効期間）が異なる業種の許可日を一本化することができます。

※3 『登記されていないことの証明書』

○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

（法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用人。

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用人)

※4 『身分証明書』

○成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

（法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用人。

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用人)

※5 『付属明細表（様式第17号の3）』

○特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当するものが提出。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計金額が200億円

以上であるもの

※7 『許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書』

○「顧問」及び「相談役」について、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

○「株主等」について、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。